

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス： 保税区企業が抱える問題 ～上海外高桥保税区セミナー報告①～

去る5月8日から15日にかけて、毎年恒例の弊行主催「上海外高桥保税区セミナー（第5回）」を開催致しました（5月8日：大阪、5月11日：名古屋、5月15日：東京）。今回のセミナーでは、中国における販売拠点戦略の構築をご検討されている企業の皆様の間で昨今最も関心の高い「商業領域開放後の保税区企業のオペレーション」と「保税区企業の区外連絡事務所問題」（*）をテーマに採り上げ、多数のご参加を頂きました。

* 外商投資企業の法人登記手続について、従来の適用法であった「企業法人登記管理条例」では支店と連絡事務所について規定していたものが、2006年1月1日以降の適用法「会社登記管理条例」では支店に関する規定はあるものの連絡事務所に関する規定がなくなった為、このことが連絡事務所を「設立してはならない」「設立登記を行わなくてもよい」のいずれと解釈するかという問題を惹起した。保税区企業の区外連絡事務所も斯かる事務所に該当することから同様の問題を抱えている。

毎回「上海外高桥保税区セミナー」では、保税区管理委員会、同税務局等の当局や現地の進出サポート機関に加え、法律事務所、会計事務所等の専門家をお招きし、関連政策・規定の内容と共に、それらの解釈・運用・留意点について解説頂いておりますが、今回もセミナー期間中に新たな法規（*）が公布されたことを受けて、新規定を踏まえた最新の現地事情をお伝えすることが出来ました。

* 「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見」（工商外企字【2006】81号）。外商投資企業の連絡事務所は今後工商登記手続を必要としないことを明文化したもの。（注：外国企業が設立する「駐在員事務所」は該当しない。詳しくは添付ファイルをご参照下さい。）

従来、外資企業は保税区においてのみ独資形態により実質的に商業活動を行うことが出来ましたが、2004年12月11日の外資に対する商業領域（卸・小売業）の全面開放以降、一般地域においても独資の商業性企業の設立が可能となり、販社の設立場所として保税区、一般地域のいずれとするかという選択の問題が生じました。また、保税区企業はその多くが地理的利便性等の理由から保税区外に実際の活動を行うオフィスを設けていた為、上述の連絡事務所の登記規定の変更に伴い、既存の区外連絡事務所の在り方について見直しを迫られることになりました。

そこで、皆様の今後の中国における販売活動のビジネスモデル構築にお役に立ちますよう、次号で「区外連絡事務所問題」に焦点を当て、保税区企業が抱える問題について、セミナー講師である上海外高桥保税区管理委員会、同工商局、同税務局、同聯合発展公司、弁護士法人キャスト系賀の方々の解説をご紹介します。

<上海外高桥保税区／企業進出動向>

- ☆登録企業数：約8千社（うち稼動企業数：6千～7千社。区外事務所を企業：約8割）
- ☆日系企業数：約1,200社（最多進出国）
- ☆新規進出企業推移：02年/979社、03年/1,053社、04年/1,010社、05年/942社
- ☆商業性企業への経営範囲拡大認可数（4月30日現在）：110社
（うち卸売107社、小売3社。区外分公司設立2社）

なお、販売拠点戦略の構築ご検討に際しましては、中国業務支援室からも情報をご提供させていただきます。お取引先支社の担当者または支社CHINAデスクまでご遠慮なくお申し付けください。

（中国業務支援室 情報開発チーム 久保 満利子）

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●中国内資企業数、昨年 30.1 万社減少

中国工商総局によると、中国本土の資本により設立された「内資企業」数が減少し続け、2005年末で、前年同期比30.1万社減の350万社となった。同局関係者は、「内資企業」を対象とする改革の推進と対外開放分野の拡大により、比較的小規模の国有企業や集団企業が再編、合併、淘汰されたことによるものとした。また、各地の工商行政管理機関が所屬地域企業への監督・管理を強化、国家標準に達しない企業や、違法経営を行う企業などを厳しく取り締まったことも効果があったとしている。

●3月末の都市部失業率は4.2%

中国労働社会保障部によると、3月の中国都市部失業率（登録ベース）は、05年年末と同水準の4.2%とであった。また、1～3月の新規雇用創出は252万件、レイオフ（一時帰休）対象者の再就職は103万件、そして就職困難者を対象とする再就職は28万件と、それぞれ06年通年目標の28%、21%、28%となった。

3. 貿易・投資

●新規認可外資小売企業の6割が独資

2005 年の新規認可外資小売企業のうち、独資企業は124 社で、全体の 63%を占めた。商務部市場運行司によれば商業企業の出資制限撤廃後、外資企業の独資志向は強まった。また、大型店舗から専門店、コンビニ、ディスカウント店への動き、東部省都から中西部への広がり、小売から卸売分野への拡大の傾向がみられるという。

●発改委、財政部など5部門、政府と一体化による開発融資禁止

労働節に先立ち、発展改革委員会、財政部、建設部、中国人民銀行、銀監会が共同で「マクロコントロール強化、各種開発融資を規範する通知」を発表。金融機関は政府との一体化による開発融資を禁止され、地方政府も保証ならびに類似行為の提供が禁止された。この融資は、国有企業や公有の都市建設投資会社が地方政府の保証もしくは類似行為をうけて、そのインフラプロジェクトに対し銀行融資を受けるもの。最近、こうした形式の融資が急増していた。

2. 産業

●1～3月の完成車輸出、2倍の6.2万台に

税関の統計によると、1～3 月の全国の完成車（ノックダウン生産用部品を含む）輸出は、台数で前年同期比（以下同様）139%増の 62,628 台、金額ベースでは 204.5%増の 64,696 万ドルとなった。内訳をみると、乗用車は、台数で458%増の 16,813 台、金額ベースでは 302%増の 11,676 万ドル。多目的スポーツ車（SUV）は、台数で 334%増の 565 台、金額ベースでは 120%増の 571 万ドルとなった。金額の伸びが台数の伸びを大きく下回することは、乗用車と多目的スポーツ車の平均単価の下落を示唆するとし、「低価格競争が海外市場にも波及し始めた」との懸念を表明する向きもある。

●中国が鉱石備蓄戦略を打ち出す

国土資源部関係者は、国内需要増加と供給停止などの事態に備える為、ウラン、銅、アルミを含む鉱石資源の備蓄戦略を打ち出したことを明らかにした。また、国内での資源探査に注力、2010 年まで鉄鉱石備蓄を 50 億トン、銅備蓄を 2,000 万トン、アルミ土鉱備蓄を 2 億トン、増加させる計画も表明した。「中国の工業化は新局面にあり、安定成長のために重要資源の備蓄が必要」との指摘もある。銅、銅、アルミの消費量世界一の中国では、急速な経済成長に伴い、各種金属の価格も高騰している。また、石油備蓄に関しても、2010 年までに 45 億～50 億トン増とする計画が発表されている。

4. 金融・為替

●「米財務省、中国を為替操作国に認定せず」

10 日に米財務省が議会に提出した為替報告書では、中国は為替操作国には認定されなかった。昨年以來、人民元は対米ドルでは 2.6%上昇した過ぎないが、全貿易相手国では9.6%の上昇となっていること、変動相場制に向けた市場整備が進んでいること、内需拡大と黒字削減に努力していること、胡錦濤訪米時に為替相場の弾力的運用にコミットメントがあったことを評価した。しかし、北京の人民元改革への取り組みは極めて遅いと批判し、改革の遅れは中国経済の強さや経済の発展の進展に悪影響を及ぼすだろうとした。

●「米シティグループの広東発展銀行株取得不調に終わる」

シティグループを中心とした投資グループが広東発展銀行発行済株式の 85%を 241 億元で取得する動きは、経営悪化した銀行に過半数を超える外資企業グループの出資が認められるかという点に関心を集めていた。しかし、10 日、銀監会は本件に関し外資投資法規を変更する意向はなく、広東発展銀行の株式発行の入札募集も再度実施される可能性があるとしたと報じられた。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、5 月中旬に公表された外商投資企業の審査認可・登記に関する新しい規則と、前号で概略を紹介した商業関係の規則を取りあげます。

法令・政策措置	概 要
[規則] ●「国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局の『外商投資の会社の審査認可・登記管理における法律適用の若干の問題に関する執行意見』の印刷発布に関する通知」（工商外企字〔2006〕81 号、2006 年 4 月 24 日発布・実施 ●「商務部弁公庁の『小売業者・納入業者公正取引管理弁法（審議用送付稿）』並びに『小売業者販促行為管理弁法（審議用送付稿）』の意見請求に関する書簡（商弁法函〔2006〕35 号、2006 年 3 月 17 日送付）	2006 年 1 月 1 日付で改正施行された「公司法」及び「公司登記管理条例」を外商投資企業の審査認可と登記においてどのように適用するかについて規定したものの。 前者は小売業者と納入業者の取引方法に関する規則、後者は小売業者の販促行為に関する規則で、いずれも関係部門に意見を求めるために送付した草稿。

●外商投資企業の認可・登記手続きで新規定

外商投資企業の事務所の扱いについて言及している上記の「執行意見」には、ほかにも重要な規定が多い。ここでは、事務所関連以外で注意を要する点を紹介する。

1) 独資企業の最低資本、投資制限（第 2 項）

最低登録資本は「一人有限責任公司」と同じ 10 万元とされた。これは、最低登録資本を定めた規定がない業種の企業に適用される。また、出資者が自然人の場合、投資による「一人有限責任公司」の設立は一社のみとされている。

2) 組織機構（第 3 項）

中外合併・合作経営企業の権力機構は董事会で、組織機構は合併企業法、合作経営企業法及び公司法にもとづき定款に定めることとされた。公司法では有限責任会社の権力機構は株主会とされるが、これと区別されている。また、独資企業の組織機構は、公司法にもとづき定款に定めるとされている。この点、公司法では執行董事 1 名を置くことと定められていることから、董事会を設けない独資企業は執行董事を置く必要がある。一方、公司法では合併企業法、合作経営企業法に規定されていない監事会・監事が規定されており今後は監事会か監事を置かなければならない。

＜公司法の関連条項＞

第51条 <u>株主の数が少ないか、または規模が小さい有限責任公司是、執行董事1名を置き、董事会を設置しなくてもよい。執行董事は会社の經理を兼任することができる。（後略）</u>
第52条 <u>有限責任公司是監事会を設置し、その構成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が少なく、または規模が小さい有限責任公司是、1名ないし2名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよい。</u> 監事会は株主代表及び適正比率の公司従業員代表を含み、そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。（後略）

3) 申請書類 (第 5 項)

外商投資企業の設立申請時に、商業登記簿謄本に対する在日本中国大使（総領事）館の認証書と代理委任状（「法律文書送達授權委託書」）を審査認可機関と登記機関の両方に提出することとされた。前者は、中国大使（総領事）館に申請する前に、地方法務局（本局）、外務省での証明・認証を取得する必要がある、煩雑だ。後者は、企業・代理人双方の署名が必要とされているので、ご注意いただきたい。なお、代理人は法律文書送達受取人なので、企業設立後には従業員に変更する必要がある。変更時には登記機関に届け出ることとされており、この手続きを怠ると申請時の代理人に通知などが送られてしまうので、この点もご注意いただきたい。

4) 出資払込期限 (第 9 項)

一括払込の場合は企業設立日から 6 カ月以内に全額、分割払込の場合には初回払込は企業設立日から 3 カ月以内に引受額の 15%以上かつ法定最低登録資本以上とされた。これは、基本的に従来どおりだ。なお、最終の払込期限は、公司法で 2 年（投資性会社は 5 年）とされており、この点は従前と異なる。

5) 現物出資の評価 (第 10 項)

独資の場合、「国内で法により設立された評価機関」の現物確認と評価が必要とされた。技術を出資する場合、従来は出資者の申請により審査認可機関が認可するというやり方がとられていたが、今後はすべて評価機関の評価が認可の前提となる。なお、合併の場合には、出資者の協議でよいとされている。

6) 登記地の移転手続き (第 14 項)

- ①元の登記機関に申請する。同機関は 5 日以内に転入地登記機関に意見を求め、その 5 日以内に回答を得た後、5 日以内に回答するとされている。
- ②審査認可機関が変わる場合、転入地の審査認可機関に申請する。同機関は 5 日以内に転出地の審査認可機関に意見を求め、その 5 日以内に回答を得た後、3 日以内に回答するとされている。

7) 増資時の払込 (第 15 項)

営業許可証の変更の前に、増資額の 20%以上の払込が必要とされた。つまり審査認可機関の認可を得た後まず払込を行い、その後に変更登記を行うことになる。最終の払込期限は新設時と同じく 2 年（投資性会社は 5 年）である。

8) 登記機関への届出 (第 18 項)

審査認可機関の認可を経た登記すべき事項のない定款の変更（総投資額の変更を含む）、董事・監事・経理の変更の場合も届出が必要とされた。これらを忘れると処罰されるので、ご注意いただきたい。

9) 出資持分・株式への質権設定時の届出 (第 21 項)

出資者が自己の持分・株式に質権を設定する場合、申請書のほかに認可機関の認可文書、質権設定契約書により登記機関に届出が必要とされた。質権を設定する場合には、これらの手続きが必要となる点、ご留意いただきたい。

10) 分公司の設立・抹消手続き (第 24 項)

設立・抹消地の登記機関に直接登記するとされた。元の登記機関を通じた確認手続きは不要とされている。また、規定により関係部門の認可が必要な企業は、認可日から 30 日以内に登記することとされ、期限を過ぎた場合には元の登記機関で手続きを確認するとされた。

11) 違法経営時の処罰 (第 27 条)

外商投資企業が認可登記された経営範囲を超えて「外商投資産業指導目録」の奨励類と許可類の事業に従事した場合、「公司登記管理条例」（國務院、2006 年 1 月 1 日施行）第 73 条の規定により処罰するとされている。

＜公司登記管理条例の関連条項＞

第 73 条 会社登記に変更が生じ、本条例の規定に従って関係する変更登記を行わないときは、会社の登記機関が期限を切って登記を行うよう命じる。期限を過ぎても登記を行わない場合は、1 万元以上 10 万元以下の罰金に処する。（後略）

同じく「外商投資産業指導目録」の制限類と禁止類の事業に従事した場合には、「無許可経営調査処罰取締弁法」（国务院、2003 年 3 月 1 日施行）により処罰。犯罪となる場合は、刑事責任を追及。

＜無許可経営調査処罰取締弁法の関係条項＞

第 6 条 既に営業許可証を取得しているが、法により許可証もしくはその他の認可文書を取得していないか、または既に取得した許可証もしくはその他の認可文書が取消、抹消もしくは有効期限満了後の許可・審査認可手続き未了で、法律、法規に登録登記の抹消もしくは営業許可証の取消を行わなければならないと定められるものに対しては、工商行政管理部门は登録登記の抹消もしくは営業許可証の取消を行わなければならない。

第 14 条 無許可経営行為に対しては、工商行政管理部门が法により取締を行い、違法所得を没収する。刑法に触れる場合には、刑法の不法経営罪、重大事故責任罪、重大労働安全事故罪、危険物品取扱罪またはその他の犯罪に関する規定に従って、刑事責任を追及する。刑事処罰で不足の場合には、合わせて 2 万元以下の罰金に処する。無許可経営行為の規模が比較的大きく、社会の危害が重大な場合には、合わせて 2 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。無許可経営行為により、人身の健康に対する危害、重大な安全隠匿の存在、公共の安全に対する脅威、環境・資源の破壊があった場合には、無許可経営に従事するために専門に使用した工具、設備、原材料、製品（商品）等の財産・物品を没収し、合わせて 5 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。（後略）

●商業取引に関する初の規則が制定へ

「小売業者・納入業者公正取引管理弁法」は、小売業者が優越的立場にあることを利用して、納入業者（メーカー、卸売通業者を含む）に対して不公正な取引を要求することを規制するものだ。草稿の説明によると、中国の小売業者と納入業者の“矛盾”は、①不平等契約（原文は「霸王合同」）が普遍的に存在していること、②小売業者が納入業者から各種名目で費用を徴収する現象が深刻なこと、③小売業者の納入業者への商品代金支払いが長期に遅延していること、としている。日系企業も、百貨店や大手スーパー、量販店との取引で少なからず無理を強いられている。納入側の企業にとっては、“朗報”といえるだろう。

この弁法で小売業者に対して禁止している行為は、次のようなものだ。（各タイトルは筆者）

1) 公平性を失する行為

①納入業者に最優遇価格を要求し拒否された場合にペナルティを与えること、②特別に注文した商品の受取りを拒否すること、③商品が損耗した場合の欠品責任を一方的に要求すること、④合理的な理由なく商品を撤去すること、⑤無条件でリベートを強要、または取り決めた販売数量に達しないのにリベートを取ることを、⑥指定の商品・サービスを強要すること

2) 公正な競争を妨害する行為

①他の消費者・業者への販売価格を制限すること、②他の小売業者への納入・販売サービス提供を制限すること

3) 不当な返品

①小売業者の原因で商品を汚損、または保証期限後に商品の引取りを要求しながら納入業者の損失を負担しないこと、②在庫調整などの理由で商品の引取を要求しながら損失を負担しないこと、③特売期間中に低価で商品を仕入れ、後で残った商品を正価で引き取らせること

4) 役務の強要

納入業者に人員派遣を要求、または派遣者の費用を負担させること、ただし①納入業者の同意を得、かつ納入商品に係る販売サービスのみに従事する場合、②派遣者の業務内容、労働時間、業務期限などの条件に合意し、かつその費用を負担する場合、を除く

5) 金銭的負担の強要

①契約締結・更新の見返りに費用を徴収すること、②商品バーコードを持っているのに店内商品バーコードの購入費用を徴収すること、③商品バーコードを持っていない納入業者から原価以上の店内商品バーコード費用を徴収すること、④納入業者の商品の専用販売区域以外の改装費を徴収すること、⑤販促サービスを提供せずに祝日慶賀、開店記念慶賀、新規開店、新装開店、企業上場、合併などの名目で費用を徴収すること、⑥販売商品と直接関係のない小売業者が負担すべき費用やサービスを提供せずに費用を徴収すること

6) 支払い遅延

①買取り方式の場合、商品受取り後 60 日を超えること（支払い期限・条件を取り決めていない場合は 30 日超）、②委託販売方式などの場合、商品販売後 30 日を超えること

支払い期限を定めている点は中国らしいが、その他の多くは日本の公正取引委員会の基準と同じかそれに近い。草稿の説明によれば、日本のほか、台湾、フランス、英国などの法令を参考にしたとある。

問題は、この弁法がどれだけ強制力を持つかだ。小売業者と納入業者が契約する場合、小売業者が定型条項を押し付けることが多いが、この点、弁法では「定型条項を提供する側は公平の原則を遵守し、当事者間の権利・義務を確定し、かつ定型条項を提供した側を明記しなければならない」とし、合わせて「省級商務主管部門と工商行政管理部门が共に推薦するモデル契約書を奨励する」とするにとどまっている。

昨年 11 月に公表されたこの草稿の前の草稿では、「定型条項を提供する側が、その責任を免除し、相手の責任を加重し、相手の主要な権利を排除した場合、この条項は無効とする」とあったが、この部分が削除されている。ただ、草稿の説明によれば、民事法の原則の一つに、取引双方の権利・義務は対等で、一方の責任を免除し、相手の責任を加重し、相手の主要な権利を排除してはならないという公平の原則があるので、法律で調整すべき内容は削除した、とある。法で争った場合には、非は明らかということか。

また、罰則も弱い。「本弁法の規定に違反した場合、法律・法規に規定があればそれにもとづいて処罰し、規定がない場合には、是正を命じ、違法所得がある場合はその 3 倍以下で最高 3 万元を超えない罰金に処し、違法所得がない場合は 1 万元以下の罰金に処する」とされている。この点は、草稿の説明でも、納入業者は各種の名目で何万元という費用を徴収され、何十万、何百万元の未払いを受けているのに、罰金の最高が 3 万元では威力となりにくい、と認めている。ただ、それは国务院の規定で、行政機関の規則（「部門規章」）が定める罰金の最高額が 3 万元とされているためだとし、また、小売業者に財務・経営情報を開示させるためにも、小売業への参入条件を厳しくするためにも、早急に国务院の行政法規を制定する必要があると結んでいる。

いずれにしても、納入業者にとっては不利な立場から解放されることが期待される。また、小売業者にとっては、自らの襟を正すことが求められる。双方ともまずは小売業者との取引内容と契約内容の見直しを行ってはいかがだろうか。

一方、「小売業者販促行為管理弁法」は、キャンペーン・セールを行う場合の安全管理、宣伝、内容掲示、価格表示などについて原則的に規定したものだ。常識的な規定がほとんどだが、ただ営業面積が 3 千平米以上の店舗はキャンペーン・セール終了後 15 日以内に県級以上の商務部門に内容を届け出なければならないという点に、ご留意いただきたい。

それは、新規開店、祝日慶賀、開店記念慶賀などの名目で行った場合に、店内に掲示したキャンペーン・セールの内容を届け出るもので、それにはキャンペーン・セールの理由、方式、計画、商品の範囲、制約条件などが含まれる。

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.05.08	8.0060	8.0055~8.0090	8.0070	-0.0070	7.1800	0.1600	1.0328	-0.0003	10.2010	0.1050	1.7925	1,571.56	59.85
2006.05.09	8.0050	8.0040~8.0070	8.0044	-0.0026	7.1700	-0.0100	1.0324	-0.0004	10.1790	-0.0220	1.7802	1,607.36	35.80
2006.05.10	8.0045	8.0030~8.0047	8.0037	-0.0007	7.2600	0.0900	1.0324	0.0000	10.2300	0.0510	1.7641	1,622.58	15.22
2006.05.11	8.0057	8.0038~8.0057	8.0041	0.0004	7.1950	-0.0650	1.0323	-0.0001	10.1840	-0.0460	1.7683	1,613.60	-8.98
2006.05.12	8.0061	8.0054~8.0074	8.0062	0.0021	7.2836	0.0886	1.0324	0.0002	10.3200	0.1360	1.7484	1,682.74	69.14

トピックス

【7日】

- 証券監督管理委員会(CSRC)は、企業による国内株式市場での資金調達を8日から再開すると発表した。私募発行、株主割当発行、新規株式公開(IPO)の順で再開するとしたが、時期についての詳細は明らかにしていない。
- 中国紙によると、余永定 中銀金融政策委員は、中国は中銀の独立性を高めるとともに、人民元相場の誘導など不適切な任務から解放すべきであるとの見解を示した。

【8日】

- IMFアジア太平洋地区担当エコノミストは、中国政府が国内の不均衡問題に対処する上で人民元相場の柔軟性拡大を容認する決断を下せば、中国経済にとってプラスになるとの見解を示した。
- フラット米財務省報道官は、中国が為替柔軟性の拡大に向けて行動していると確信しているが、一段と迅速な対応を望むとする同省の見解を明らかにした。

【9日】

- ロイター通信が報じたところによると、関係筋は、中国が将来の先物およびデリバティブ取引所開設に向け、外国人投資家に対する商品先物取引の一部自由化を検討していると明らかにした。
- 世界銀行は、過熱気味の経済を冷却するために、先月の利上げに加えさらなる施策を講じるべきであるとの認識を示した。

【10日】

- 米財務省は、主要貿易相手国の為替政策に関する報告書(為替政策報告書)を公表し、中国を為替操縦国に認定することを見送った。中国政府の為替制度改革について「ペースは非常に遅いが行われている」「われわれの強い失望、および世界経済にとっての中国の重要性も考え、財務省としては、中国による経済リバランス戦略実行の進展を注視していく。また、中国に対し、引き続き人民元の柔軟性加速を活発かつ率直に求めていく」とし、胡錦濤 国家主席が今年4月の訪米時に柔軟な為替相場移行へのコミットメントを示したことを挙げ、中国が為替操縦国と認定されるテクニカルな条件を満たしていないとした。また、中国政府がより柔軟な為替相場を導入しようとしている証拠はあるものの、これまでのところ中国の行動は非常に遅くて消極的であるとの見解を示した。
- スノー米財務長官は、「われわれは、自由でオープンな市場に価値を決めさせるべきだと考えている」とし、上述の為替政策報告書で中国の為替操縦国認定を見送ったことについては「財務省では関連する米国の法律を検討し、それに則るよう努めており、それを実行したまです」と述べた。
- グラスリー上院財政委員会委員長は、他国の為替制度を監視する方法を変更する法案の年内可決を目指すことを明らかにした。
- グラム、シューマー米上院両議員は、中国に為替政策を改める時間的猶予を与えるため、9月30日までは報復関税立法化の動きは控える方針を示した。

【11日】

- アダムズ米財務次官は、財務省が前日発表した為替報告書について、市場の意見を参考にしながら中国を為替操縦国と認定しないことを決定したとし、決定に関する保護主義的な反発を避けることが重要との見解を示した。
- 中国証券報が報じたところによると、胡静林 財政部経済建設局局長は、信用と固定資産投資の急速な伸びを抑制するため、銀行に課す支払準備率を引き上げるべきであるとの見解を示した。また、都市部のインフラ投資の急速な伸びを抑え当局の基準を満たさないプロジェクトを廃止するため、政府は財政支出を引き締める必要があるとの見解を示した。さらに、第1四半期にみられたような固定資産投資の急速な伸びが今後も続けば、2006年の中国の投資の対GDP比率が過去最高の50%に達する可能性もあると述べた。
- 税関当局によると、4月の輸出は前年同月比+23.9%、輸入は同+15.3%、貿易黒字は104億6000万米ドルであった。

RMB レビュー&アウトルック

- メーデー休暇明けの8日、1米ドル8.0060円で寄り付いた人民元は、ほぼ動きなく狭いレンジでの取引となり、そのまま8.0062円で越えた。今週は10日に米国財務省より発表された、主要貿易相手国の為替政策に関する報告書の中で、中国が為替操縦国に認定されるか否かに注目が集まった。結局明確な認定はされず、中国に対する制裁は一旦回避される形となったが、報告書内では引き続き為替変動の柔軟性拡大を求めていく事が明記されており、今後は中国の自発的な改革が一層強く望まれる事になる。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。